# 第112期
# 定時株主総会
# 招集ご通知

**日 時**

平成27年６月26日（金）午前10時

**場 所**

松山市南堀端町１番地　伊予銀行本店 ４階ホール

ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。

目　次


第112期定時株主総会招集ご通知 …… 1

（添付書類）

事業報告 …… 3
計算書類 …… 31
連結計算書類 …… 36
監査報告書 …… 40

（株主総会参考書類）

第１号議案　剰余金の処分の件 …… 45
第２号議案　定款一部変更の件 …… 46
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件 …… 52
第４号議案　監査等委員である取締役６名選任の件 …… 55
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件 …… 59
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件 …… 60
第７号議案　ストック・オプション報酬等の額および内容決定の件 …… 61

インターネット等による議決権行使のご案内 …… 63



株式会社 伊予銀行

証券コード：8385

(証券コード　8385)
平成27年6月8日

株　主　各　位

松山市南堀端町1番地
株式会社 伊予銀行
取締役頭取　大　塚　岩　男

# 第112期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当行第112期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って平成27年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

**1．日　時**　平成27年6月26日（金曜日）　午前10時
**2．場　所**　松山市南堀端町1番地　伊予銀行本店　4階ホール
**3．目的事項**

**報告事項**
1．第112期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
2．第112期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

**決議事項**
**第1号議案**　剰余金の処分の件
**第2号議案**　定款一部変更の件

**第３号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件
**第４号議案**　監査等委員である取締役６名選任の件
**第５号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
**第６号議案**　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
**第７号議案**　ストック・オプション報酬等の額および内容決定の件

## ４．議決権の行使についてのご案内

### （１）書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送ください。

### （２）インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、別添（63頁～65頁）の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、平成27年６月25日（木曜日）午後５時30分までにご行使ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎本会場が満席となった場合は、第２会場等をご案内させていただきますのでご了承くださいますようお願い申しあげます。
◎次の事項につきましては、法令ならびに当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ（http://www.iyobank.co.jp/）に掲載していますので、本招集ご通知には記載しておりません。
　①　計算書類の個別注記表
　②　連結計算書類の連結注記表
したがって、本招集ご通知の添付資料は、監査役または会計監査人が監査報告または会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。
◎事業報告、計算書類および連結計算書類ならびに株主総会参考書類について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、インターネット上の当行ホームページ（http://www.iyobank.co.jp/）に掲載させていただきます。

**添付書類**

# 第112期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告

## １．当行の現況に関する事項

### （1）事業の経過及び成果等

**＜当行の主要な事業内容＞**

当行は、本店のほか支店等において、預金業務、貸出業務、為替業務、証券業務、信託業務等を行い、地域に密着した営業活動を展開しております。また、ビジネスマッチング・Ｍ＆Ａ等のサービスを中心とするソリューション業務にも積極的に取り組んでおります。

**＜金融経済環境＞**

当期のわが国経済は、消費税率引き上げ後の反動や消費マインド悪化の影響から個人消費で弱い動きが続きましたが、堅調な企業収益や雇用・所得環境の改善に支えられ、緩やかな回復基調が続きました。

愛媛県経済も、一部に弱さが残るものの、生産活動は徐々に持ち直しがみられ、基調としては緩やかな回復が続きました。円安や人手不足によるコスト負担の増加、先行きの需要減に対する懸念から、企業部門の回復には業種や企業間でばらつきがみられますが、今後は、原油価格下落の影響や各種政策効果に支えられ、緩やかな回復が続くと期待されます。

**＜事業の経過及び成果＞**

当行は、お客さまへの感謝の心を行動の原点に、多様化・高度化するお客さまのニーズにお応えする商品・サービス等の提供と態勢の整備等に努め、「親切で頼りがいあるベストパートナーバンク」を目指し、業容の拡大と収益力の強化に努めてまいりました。

**【本部組織】**

本部組織につきましては、昨年４月に、新たな運用力の強化につなげていくことを目的として、海外融資案件やプロジェクト・ファイナンス等を積極的に幅広く、専門に取り扱うための部署として、東京に「市場営業室」を新設いたしました。また、昨年８月には、女性が活き活きと働き続けられる職場づくりに取り組み、女性の更なる活躍を推進することを目的として、人事部内に「女性活躍推進室」を新設いたしました。

**【店舗・ＡＴＭ】**

店舗につきましては、国内13都府県に地方銀行中第１位の広域店舗ネットワークを展開しつつ、お客さまにより快適にご利用いただけるよう店舗環境の充実と受付態勢の強化に努めてまいりました。専門スタッフによる相談体制を充実させるため、昨年６月に「いよぎん保険プラザ」を新居浜支店に開設いたしましたほか、昨年９月にカフェを併設したコンビニエンスストアとの共同店舗として、東野支店を新築移転し、ワンストップで銀行・コンビニ・カフェがご利用いただけるようになりました。

店外キャッシュコーナーにつきましては、愛媛県内では最多の218か所に設置（2015年３月末現在、コンビニＡＴＭを除く。）しております。また、四国の地方銀行（阿波銀行、百十四銀行、四国銀行)、広島銀行、愛媛県信用農業協同組合連合会および愛媛県内の農業協同組合と「他行ＡＴＭご利用手数料無料サービス」を提携しておりますが、本年３月より山陰合同銀行とも新たに提携を開始し、サービスの拡充に取り組みました。「いよぎんポイントサービス」による「ＡＴＭ時間外出金手数料無料サービス」など、引き続きお客さまにとって利便性の高いサービスをご提供してまいります。

**【ソリューション】**

地域のお客さまの発展のためにお役にたちたいという思いから、当行では「中四国No.１のソリューション・バンク」を目指して、様々な施策に取り組んでまいりました。

昨年９月に地域の農業法人の規模拡大や多角化を支援するために「いよエバーグリーン農業応援ファンド」を組成し、既に３件の出資を行っております。

また、松山市と連携・協力し、創業を目指す方をサポートするために「いよぎん松山みらい起業塾」を本年１月から開催しております。あわせて、「いよぎんビジネスプランコンテスト2014」も実施しております。

本年３月には、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の閣議決定を踏まえ、地方創生に関連する施策の策定と推進を図り、地域金融機関に期待される役割をグループ一体となって発揮するために「地方創生サポートチーム」を新設しております。

ビジネスマッチング業務につきましては、昨年９月にＡＳＥＡＮ地域での販路拡大を希望されるお取引先と現地の食品業者との商談機会を提供するために、当行を含む地方銀行７行が共同で、「Japanese Food Trade Fair in Singapore 2014」（食の商談会）を開催いたしました。さらに、昨年10月には、愛媛県内外のお取引先と全国の多彩なバイヤーが商談する「いよぎんフードショー2014」を初めて開催するなど、国内外において数多くの商談の場を提供しております。

**【商品・サービス等】**

預金商品等につきましては、「宇和島伊達家入部400年」と「宇和島市・仙台市の姉妹都市提携締結40年」を記念して、昨年５月から９月までの間、宇和島・宮城県の産品が当たる懸賞付定期預金「えひめ宇和島・伊達な定期預金」を発売いたしました。

ローン商品につきましては、昨年４月から、出産・育児・介護等による長期休業時に最大２年間の元金返済が据え置きできるなど、女性の「安心」をテーマとして３つの特典が付く、「『まるごと住宅ローンワイド』女性専用特典“ＬａＬａＬａ”」の取扱いを開始いたしました。

また、女性行員のプロジェクトチーム「chocolabo」（ショコラボ）が、女性の活躍に関する４つのテーマに基づいて選定された国内株式に投資する投資信託「女性活躍応援ファンド『椿』」を企画し、取扱いいたしました。

**【ＣＳＲ（企業の社会的責任）への取組み】**

ＣＳＲ（企業の社会的責任）につきましては、当行の企業理念であります「潤いと活力ある地域の明日を創る」の実現に向けて、本部横断的な組織として設置いたしております「ＣＳＲ推進委員会」のもと、銀行の本来業務である金融機能の発揮のほか、文化活動・社会福祉活動・保全活動等にも積極的に取り組んでおります。

文化活動といたしましては、「地域文化活動助成制度」による助成を引き続き行ってまいりましたほか、「いよぎん金融教育教室『夏のキッズセミナー』」や「第九回高校生金融経済クイズ選手権『エコノミクス甲子園 愛媛大会』」を開催し、次代を担うお子さまの金融経済教育に取り組んでまいりました。

社会福祉活動につきましては、「公益財団法人伊予銀行社会福祉基金」による奨学金・福祉機器の贈呈等を引き続き行ってまいりました。

環境問題への取組みといたしましては、当行が事務局を務める「『森のあるまちづくり』をすすめる会」による植樹活動を、会員企業・団体の皆さまとともに推進してまいりました。平成22年の発足以来、植樹本数は累計44,268本、会員・特別会員数は64団体（2015年３月末現在）となり、地域に植樹活動の輪が広がっております。

また、障がいのある方の雇用促進と安心して活き活きと働ける就労環境の整備を目的として、昨年10月に「いよぎんChallenge&Smile工房」を開設いたしました。障がいのある方の継続的な雇用を通じて、社会参画と自立を積極的にサポートしております。

その他、国際サイクリング大会「サイクリングしまなみ」や「全日本女子硬式野球選手権大会」への協賛、Ｊ２所属の地元チーム「愛媛ＦＣ」応援イベントの開催等により、スポーツ振興をお手伝いしております。また、当行テニス部は、第29回テニス日本リーグで創部以来初めてとなる第３位に入賞いたしました。今後も、スポーツ振興を通じて地域に貢献できるよう取り組んでまいります。

**【株主さまご優待制度】**

株主さまの日頃のご支援にお応えするとともに、当行株式への投資魅力を高め、より多くの方に当行株式を保有していただくことを目的として、株主さまご優待制度を導入いたしております。

本制度は、毎年３月31日現在の株主名簿に記載または記録された100株から1,000株未満の株主さまには「今治タオル」を、1,000株以上保有の株主さまには、「株主さまご優待定期預金」、「愛媛県特産品」、「寄付」のうち、いずれか一つをご選択いただくものとなっております。

**【ＩＲ活動】**

経営の透明性確保に向けた取組みにつきましては、例年同様、昨年６月および12月に東京においてアナリスト・機関投資家向け「決算説明会」を、昨年7月には愛媛県内６か所において「伊予銀行決算説明会＆特別講演会」を開催し、積極的なディスクロージャーに努めてまいりました。なお、株式会社格付投資情報センター（Ｒ＆Ｉ）から「ＡＡ－」、海外の格付会社であるスタンダード＆プアーズ（Ｓ＆Ｐ）から「A」、株式会社日本格付研究所（ＪＣＲ）から「ＡＡ」の格付をそれぞれ取得し、高い評価を受けております。

**【リスク管理・コンプライアンス】**

リスク管理に関する取組みにつきましては、地震を始めとする大規模災害発生時に加え、新型インフルエンザ大流行時等の緊急時にも、業務を継続または速やかに再開できるよう、業務継続態勢（ＢＣM）を整備しております。

また、大規模な災害等が発生した場合に備え、金融機能の維持および迅速な復旧を目的として、7月に四国４行（当行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行)、10月に松山市と相互協力協定を締結いたしました。

コンプライアンス（法令等遵守）に関する取組みにつきましては、各種法令に適切に対応するよう努めております。

以上のような取組みのなかで、株主の皆さまならびにお取引先の皆さまから力強いご支援を賜りますとともに、伊予銀行グループの総力を結集して業務に精励いたしました結果、次のような業績を収めることができました。

**【業績面】**

預 金 等

譲渡性預金を含めた預金等の期末残高は、前年度末比659億円増加して５兆2,817億円となりました。

貸 出 金

貸出金の期末残高は、前年度末比1,445億円増加して３兆8,699億円となりました。

有価証券

有価証券の期末残高は、前年度末比799億円増加して１兆8,309億円となりました。

総 資 産

総資産の期末残高は、前年度末比4,415億円増加して６兆5,405億円となりました。

損益状況

経常収益は、有価証券売却益の減少などにより、前年度比33億47百万円減少して1,070億76百万円となりました。また、経常費用は、信用コストの減少などにより、前年度比43億77百万円減少して625億13百万円となりました。この結果、経常利益は、前年度比10億29百万円増加して445億62百万円となりました。また、当期純利益は、前年度比９億83百万円増加して264億97百万円となりました。

なお、バーゼルⅢ基準（国際統一基準）による連結総自己資本比率は15.81％となりました。

**＜当行の対処すべき課題＞**

全国的には、堅調な企業収益や雇用・所得環境の改善、原油価格下落の影響や各種政策効果に支えられ、緩やかな回復基調が継続されると期待されております。

一方、当行が拠って立つ地域経済は、少子高齢化・人口減少社会へ本格的に突入し、グローバル化や地域間格差の拡大等が予想されます。また、ネット・流通系銀行の台頭により、金融機関間の競争はますます厳しさを増してまいります。

このような経営環境の下、当行では４月に「2015年度中期経営計画～First Stage for 150～」をスタートさせました。新中計では、従来の法人分野に加え、個人リテール部門や地域活性化への取組みを強化し、新たな成長戦略に挑戦してまいります。また、生産性の向上とお客さま本位の営業態勢確立のためにＢＰＲ戦略を強化し、経営資源の最適化も図ってまいります。

当行は、新中計最終年度の2018年３月に創業140周年を迎えますが、更にその先の150周年を見据え、持続的な成長に向けたビジネスモデルの転換に取り組み、「瀬戸内圏域お客さま満足度No.１の金融サービスグループ」の実現に向けて取り組んでまいります。

なお、当行では、元取締役が、取引先から個人的な借入や不正な預りを行ったという法令や行内規程に違反する不祥事件が発覚しました。お客さまや地域の皆さまはもとより株主の皆さまに多大なご迷惑やご心配をおかけいたしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。役職員一同、本不祥事件を厳粛に受け止め、再発防止に向けて内部管理体制をより一層強化し、コンプライアンスの徹底を図ってまいります。

今後とも当行は、健全経営に徹するとともに、経営体力を一層強化し、「潤いと活力ある地域の明日を創る」という地方銀行としての使命を全うしてまいりますので、株主の皆さまにおかれましては、引き続き一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、心からお願い申しあげます。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位　億円)

| | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|---|---|---|---|---|
| 預金 | 45,025 | 46,393 | 48,193 | 49,169 |
| 定期性預金 | 23,330 | 23,857 | 23,945 | 23,948 |
| その他 | 21,694 | 22,535 | 24,248 | 25,220 |
| 貸出金 | 35,590 | 36,490 | 37,253 | 38,699 |
| 個人向け | 8,957 | 9,083 | 9,183 | 9,313 |
| 中小企業向け | 17,986 | 18,304 | 18,793 | 19,315 |
| その他 | 8,646 | 9,103 | 9,276 | 10,070 |
| 商品有価証券 | 4 | 5 | 5 | 5 |
| 有価証券 | 17,005 | 18,281 | 17,509 | 18,309 |
| 国債 | 7,951 | 7,963 | 7,023 | 6,587 |
| 地方債 | 2,882 | 2,988 | 2,775 | 2,688 |
| その他 | 6,171 | 7,329 | 7,710 | 9,033 |
| 総資産 | 56,548 | 59,852 | 60,989 | 65,405 |
| 内国為替取扱高 | 367,785 | 366,756 | 369,990 | 359,592 |
| 外国為替取扱高 | 百万ドル 31,313 | 百万ドル 28,406 | 百万ドル 21,557 | 百万ドル 22,678 |
| 経常利益 | 百万円 34,052 | 百万円 29,642 | 百万円 43,533 | 百万円 44,562 |
| 当期純利益 | 百万円 18,381 | 百万円 18,201 | 百万円 25,514 | 百万円 26,497 |
| 1株当たり当期純利益 | 円　銭 57　61 | 円　銭 57　35 | 円　銭 80　73 | 円　銭 83　83 |
| 信託財産 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 信託報酬 | 百万円 2 | 百万円 2 | 百万円 2 | 百万円 1 |

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 「1株当たり当期純利益」は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。
3. 連結業績の推移は、下記のとおりであります。

(単位　億円)

| | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|---|---|---|---|---|
| 連結経常収益 | 1,244 | 1,185 | 1,258 | 1,239 |
| 連結経常利益 | 355 | 325 | 457 | 473 |
| 連結当期純利益 | 184 | 183 | 261 | 269 |
| 連結包括利益 | 393 | 664 | 325 | 937 |
| 連結純資産額 | 4,144 | 4,763 | 5,075 | 5,976 |
| 連結総資産 | 56,725 | 60,047 | 61,247 | 65,754 |

### (3) 使用人の状況

| | 当年度末 | 前年度末 |
|---|---|---|
| 使用人数 | 2,855人 | 2,825人 |
| 平均年齢 | 37年10月 | 38年0月 |
| 平均勤続年数 | 15年1月 | 15年3月 |
| 平均給与月額 | 396千円 | 398千円 |

(注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数は、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

## (4) 営業所等の状況

イ　営業所数の推移

| | 当年度末 | 前年度末 |
|---|---|---|
| 愛媛県 | 117店（うち出張所　7） | 117店（うち出張所　7） |
| 香川県 | 5　（　—） | 5　（　—） |
| 高知県 | 1　（　—） | 1　（　—） |
| 徳島県 | 1　（　—） | 1　（　—） |
| 福岡県 | 2　（　—） | 2　（　—） |
| 大分県 | 6　（　—） | 6　（　—） |
| 山口県 | 1　（　—） | 1　（　—） |
| 広島県 | 6　（　—） | 6　（　—） |
| 岡山県 | 3　（　—） | 3　（　—） |
| 兵庫県 | 2　（　—） | 2　（　—） |
| 大阪府 | 3　（　—） | 3　（　—） |
| 愛知県 | 1　（　—） | 1　（　—） |
| 東京都 | 2　（　—） | 2　（　—） |
| 国内計 | 150　（　7） | 150　（　7） |
| 香港 | 1　（　—） | 1　（　—） |
| 海外計 | 1　（　—） | 1　（　—） |
| 合計 | 151　（　7） | 151　（　7） |

（注）1. 上記のほか、インターネット支店を１店舗設置しております。
2. 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所、店舗外現金自動設備を次のとおり設置しております。

| | 当年度末 | 前年度末 |
|---|---|---|
| 海外駐在員事務所 | 3か所 | 3か所 |
| 店舗外現金自動設備 | 43,711か所 | 41,302か所 |

なお、上記の店舗外現金自動設備には、株式会社イーネット、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス、株式会社セブン銀行、バンクタイムとの提携による共同の店舗外現金自動設備（以下、コンビニＡＴＭという）43,493か所（前年度末41,085か所）を含んでおります。

ロ　当年度新設営業所

該当ありません。

(注)　当年度において店舗外現金自動設備を下記のとおり３か所新設、２か所廃止いたしました。(除く、コンビニＡＴＭ)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 【新設】 | 福音寺支店 | サニーマート東本店出張所 | (愛媛県松山市) |
| | ｴﾐﾌﾙMASAKI支店 | エミフルＭＡＳＡＫＩ支店南ＡＴＭ出張所 | (愛媛県伊予郡松前町) |
| | 卯之町支店 | 西予市立西予市民病院共同出張所 | (愛媛県西予市) |
| 【廃止】 | 大街道支店 | 大街道中央出張所 | (愛媛県松山市) |
| | 八幡浜支店 | ショッパーズ駅前店共同出張所 | (愛媛県八幡浜市) |

ハ　銀行代理業者の一覧

該当ありません。

ニ　銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

## (5) 設備投資の状況

イ　設備投資の総額

(単位　百万円)

| | |
|---|---|
| 設　備　投　資　の　総　額 | 5,509 |

ロ　重要な設備の新設等

(単位　百万円)

| 内　　容 | 金　　額 |
|---|---|
| 東　野　支　店　新　築 | 269 |
| 鳥　生　支　店　新　築 | 245 |
| 愛　南　寮　新　築 | 137 |

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当ありません。

ロ　子会社等の状況

| 会社名 | 所在地 | 主要業務内容 | 設立年月日 | 資本金 | 当行が有する子会社等の議決権比率 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| いよぎんリース株式会社 | 愛媛県松山市三番町４丁目12番地１ | 各種リース業務<br>融資業務 | 昭和49年９月26日 | 80百万円 | 25.00% | ―― |
| 株式会社いよぎんコンピュータサービス | 愛媛県松山市高砂町２丁目２番５号 | 情報処理受託業務<br>ソフトウェア開発業務<br>地域流通ＶＡＮ業務 | 昭和50年１月20日 | 10百万円 | 5.00% | ―― |
| いよぎん保証株式会社 | 愛媛県松山市三番町４丁目12番地１ | 住宅ローン・消費者ローンの債務保証業務 | 昭和53年９月28日 | 30百万円 | 5.00% | ―― |
| いよぎんビジネスサービス株式会社 | 愛媛県松山市南堀端町１番地 | 現金整理・精査業務<br>大口集金業務<br>現金自動設備の保守管理業務 | 昭和54年12月24日 | 10百万円 | 100.00% | ―― |
| いよぎんキャピタル株式会社 | 愛媛県松山市南堀端町１番地 | 株式・社債等への投資業務<br>投資ファンドの運営 | 昭和60年８月１日 | 320百万円 | 5.00% | ―― |
| 株式会社いよぎん地域経済研究センター | 愛媛県松山市三番町５丁目10番地１ | 産業・経済・金融に関する調査研究業務<br>経営相談業務<br>研修等の教育サービス業務 | 昭和63年４月１日 | 30百万円 | 5.00% | ―― |
| 株式会社いよぎんディーシーカード | 愛媛県松山市三番町４丁目12番地１ | クレジットカード業務<br>保証業務 | 昭和63年８月29日 | 50百万円 | 5.00% | ―― |
| いよベンチャーファンド２号投資事業有限責任組合 | 愛媛県松山市南堀端町１番地 | ベンチャー企業への投資業務 | 平成17年12月１日 | 500百万円 | ―% | ―― |
| いよベンチャーファンド３号投資事業有限責任組合 | 愛媛県松山市南堀端町１番地 | ベンチャー企業への投資業務 | 平成20年３月21日 | 500百万円 | ―% | ―― |
| いよぎん証券株式会社 | 愛媛県松山市三番町５丁目10番地１ | 証券業務 | 平成24年２月２日 | 3,000百万円 | 100.00% | ―― |
| いよエバーグリン６次産業化応援ファンド投資事業有限責任組合 | 愛媛県松山市南堀端町１番地 | ６次産業化事業体への投資業務 | 平成25年４月30日 | 173百万円 | ―% | ―― |
| いよエバーグリン農業応援ファンド投資事業有限責任組合 | 愛媛県松山市南堀端町１番地 | 農業法人への投資業務 | 平成26年９月18日 | 48百万円 | ―% | ―― |
| いよエバーグリン事業承継応援ファンド投資事業有限責任組合 | 愛媛県松山市南堀端町１番地 | 事業承継先への投資業務 | 平成26年10月１日 | 3百万円 | ―% | ―― |

（注）1．資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．連結対象子会社は上記の重要な子会社等13社であり、持分法適用会社は該当ありません。なお、当期の連結経常収益は123,930百万円（前年度比1,945百万円の減少）、連結当期純利益は26,999百万円（前年度比866百万円の増加）となりました。
3．いよエバーグリーン農業応援ファンド投資事業有限責任組合は、平成26年９月18日に設立いたしました。
4．いよエバーグリーン事業承継応援ファンド投資事業有限責任組合は、平成26年10月１日に設立いたしました。

重要な業務提携の概況

１．地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＡＣＳ）を行っております。

２．地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む)、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。

３．地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称ＣＮＳ）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

**（7）事業譲渡等の状況**

該当ありません。

## 2．会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

### （1）会社役員の状況

（年度末現在）

| 氏　名 | 地位及び担当 | 重要な兼職 | その他 |
|---|---|---|---|
| 森田浩治 | 代表取締役会長 | 一般社団法人愛媛県法人会連合会　会長<br>公益財団法人えひめ産業振興財団　理事長<br>松山商工会議所　会頭<br>愛媛県商工会議所連合会　会頭 | |
| 大塚岩男 | 代表取締役頭取 | 一般社団法人愛媛県銀行協会　会長 | |
| 永井一平 | 代表取締役専務<br>（総合企画部、広報ＣＳＲ室、総務部、資金証券部、市場営業室、国際部、組織横断的特命事項担当） | | |
| 宮﨑修一 | 常務取締役<br>（営業本部長） | | |
| 髙田健司 | 常務取締役<br>（人事部、事務統括部、システム部、リスク統括部、コンプライアンス統括部、お客さまの声センター担当） | | |
| 藤堂宗昭 | 常務取締役<br>（審査部、個人ローンセンター、融資管理室、担保評価室、企業コンサルティング部担当） | | |
| 安永義昭 | 取締役 | いよぎんリース株式会社　代表取締役社長 | |
| 原川浩一 | 取締役 | いよぎん証券株式会社　代表取締役社長 | |
| 飯尾隆哉 | 取締役<br>（本店営業部長） | | |
| 竹内哲夫 | 取締役<br>（システム部長） | | |

| 氏　　名 | 地位及び担当 | 重 要 な 兼 職 | その他 |
|---|---|---|---|
| 平　野　志　郎 | 取締役<br>（東京支店長兼市場営業室長） | | |
| 河　野　治　広 | 取締役<br>(新居浜支店長) | | |
| 別　府　孝　也 | 取締役<br>(大阪支店長) | | |
| 重　松　栄　治 | 取締役<br>(営業統括部長) | | |
| 髙　津　和　敬 | 取締役 | | |
| 窪　田　浩　二 | 常勤監査役 | | |
| 若　原　　隆 | 監査役<br>(社外監査役) | | |
| 佐　伯　　要 | 監査役<br>(社外監査役) | 伊予鉄道株式会社　代表取締役社長<br>株式会社伊予鉄髙島屋　代表取締役会長<br>松山総合開発株式会社　代表取締役会長<br>株式会社いよてつ友の会　代表取締役社長<br>松山空港ビル株式会社　代表取締役社長<br>松山市駅前地下街株式会社　代表取締役社長<br>松山観光ゴルフ株式会社　代表取締役社長 | |
| 市　川　武　志 | 監査役<br>(社外監査役) | 弁護士法人松山中央法律事務所　所長<br>日本司法支援センター愛媛地方事務所　所長 | (注) 1. |

(注) 1. 監査役　市川武志氏は、弁護士の資格を有しております。
2. 山之内芳夫氏は、平成26年６月27日付で代表取締役副頭取を辞任しております。
3. 野村靖記氏は、平成26年６月27日付で常務取締役を辞任しております。
4. 当行では、コーポレートガバナンス強化のため、社外取締役を置くことを検討しておりましたが、選任に当っては、地方銀行である当行の経営・業務を理解し、独立した立場から業務執行への助言及びその監督を期待できる適切な人材の確保が必要であると考えておりました。しかしながら、社外監査役に加えて社外取締役の適任の候補者の選任を株主総会に提案できるまでには至っておりませんでした。
　そこで、今般、本定時株主総会において、株主総会参考書類に記載のとおり、株主総会の承認を得て、監査等委員会設置会社に移行することとなり、適任の候補者たる社外取締役の選任を提案しております。

## (2) 事業年度中に退任した会社役員

| 氏　　名 | 退任時の地位及び担当 | 退　任　日 | 退任事由 |
|---|---|---|---|
| 髙　岡　弘　之 | 常務取締役<br>（事務統括部、システム部、資金証券部、市場営業室、国際部担当） | 平成26年９月９日 | 死亡 |
| 石　田　愼　二 | 常勤監査役 | 平成27年３月22日 | 辞任 |

**(参考)**

当行は執行役員制度を採用しております。執行役員の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。

(年度末現在)

| 氏　　名 | 地　位　及　び　担　当 |
|---|---|
| 森　岡　研　二 | 執行役員　今治支店長 |
| 三　好　賢　治 | 執行役員　総合企画部長 |
| 西　本　英　世 | 執行役員　審査部長 |
| 松　浦　祐　一 | 執行役員　人事部長 |

## (3) 会社役員に対する報酬等

(単位　百万円)

| 区　　分 | 支給人数 | 報　酬　等 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 基本報酬 | 株式報酬型ストック・オプション |
| 取　締　役 | 18名 | 353 | 245 | 108 |
| 監　査　役 | 6名 | 58 | 58 | — |
| 計 | 24名 | 412 | 303 | 108 |

(注) 1. 上記以外に、使用人兼務取締役の使用人としての報酬等として135百万円を支払っております。また、上記支給人数及び報酬等には、平成26年６月27日開催の第111期定時株主総会において退任いたしました取締役２名及び監査役１名、事業年度中に退任いたしました取締役１名及び監査役１名を含めております。

2. 平成23年６月29日開催の第108期定時株主総会において取締役の報酬限度額は年額300百万円（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）以内、監査役の報酬限度額は年額65百万円以内と決議されております。

また、取締役についてはこの報酬限度額とは別枠にて株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬額として年額140百万円以内と決議されております。

## 3．社外役員に関する事項

### （1）社外役員の兼職その他の状況

| 氏　　名 | 兼　職　そ　の　他　の　状　況 |
|---|---|
| 監査役　佐 伯　　要 | 伊予鉄道株式会社　代表取締役社長<br>株式会社伊予鉄髙島屋　代表取締役会長<br>松山総合開発株式会社　代表取締役会長<br>株式会社いよてつ友の会　代表取締役社長<br>松山空港ビル株式会社　代表取締役社長<br>松山市駅前地下街株式会社　代表取締役社長<br>松山観光ゴルフ株式会社　代表取締役社長 |
| 監査役　市 川 武 志 | 弁護士法人松山中央法律事務所　所長<br>日本司法支援センター愛媛地方事務所　所長 |

（注）1．伊予鉄道株式会社、株式会社伊予鉄髙島屋、松山総合開発株式会社、株式会社いよてつ友の会、松山市駅前地下街株式会社、松山観光ゴルフ株式会社および弁護士法人松山中央法律事務所と当行の間には、資金の貸付等の取引があります。
2．松山空港ビル株式会社と当行の間には、預金取引があります。

### （2）社外役員の主な活動状況

| 氏　　名 | 在任期間 | 取締役会への出席状況 | 取締役会における発言その他の活動状況 |
|---|---|---|---|
| 若　原　　隆 | 3年10か月 | 当期開催の取締役会15回のうち14回、監査役会18回のうち17回に出席 | 公職を歴任した豊富な経験と幅広い見識を有しており、公正かつ客観的な立場から必要に応じ発言を行っております。 |
| 佐　伯　　要 | 2年10か月 | 当期開催の取締役会15回のうち10回、監査役会18回のうち12回に出席 | 経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験や見識に基づき必要に応じ発言を行っております。 |
| 市　川　武　志 | 10か月 | 選任後開催の取締役会12回のうち11回、監査役会12回のうち11回に出席 | 弁護士として豊富な経験と専門的な見識を有しており、公正かつ客観的な立場から必要に応じ発言を行っております。 |

（注）　事業報告９頁に記載のとおり、元取締役による過去の事業年度における不祥事件が発覚しました。上記３名の社外監査役は、日頃から法令等遵守について注力しておりましたが、事件発覚後は、徹底した調査および再発防止策の策定を求めるとともに、その対応について適切に監査を行うなど職責を果たしております。

### (3) 責任限定契約

| 氏　　名 | 責任限定契約の内容の概要 |
|---|---|
| 若　原　　隆 | 会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失が無いときは、法令が定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。 |
| 佐　伯　　要 | |
| 市　川　武　志 | |

### (4) 社外役員に対する報酬等

（単位　百万円）

| | 支 給 人 数 | 銀行からの報酬等 | 銀行の親会社等からの報酬等 |
|---|---|---|---|
| 報　酬　等　の　合　計 | 4名 | 12 | ― |

### (5) 社外役員の意見

該当ありません。

## 4．当行の株式に関する事項

### (1) 株　式　数

発行可能株式総数　　600,000千株
発行済株式の総数　　323,775千株

(注)　株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

### (2) 当年度末株主数　　14,252名

### (3) 大　株　主

| 株主の氏名又は名称 | 当行への出資状況 | |
|---|---|---|
| | 持株数等 | 持株比率 |
| | 千株 | % |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 40,214 | 12.72 |
| 日本生命保険相互会社 | 8,878 | 2.80 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 8,867 | 2.80 |
| 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 | 6,647 | 2.10 |
| 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 | 6,293 | 1.99 |
| 住友林業株式会社 | 5,911 | 1.87 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 | 5,702 | 1.80 |
| 住友生命保険相互会社 | 5,415 | 1.71 |
| 伊予銀行従業員持株会 | 4,323 | 1.36 |
| 日亜化学工業株式会社 | 3,730 | 1.18 |

(注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は自己株式（7,679,731株）を控除して計算しております。
4. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の持株数等のうち、信託業務に係る持株数等は40,214千株であります。
なお、その内訳は、信託口34,565千株、退職給付信託口5,649千株であります。
5. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数等のうち、信託業務に係る持株数等は5,702千株であります。
なお、その内訳は、信託口5,002千株、退職給付信託口700千株であります。

## 5．当行の新株予約権等に関する事項

### （1）事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

| | 新株予約権等の内容の概要 | 新株予約権等を有する者の人数 |
|---|---|---|
| 取締役 | ①名称<br>株式会社伊予銀行第１回新株予約権<br>②新株予約権の割当日<br>平成23年７月15日<br>③新株予約権の数<br>902個<br>④目的となる株式の種類及び数<br>普通株式　90,200株<br>⑤新株予約権の行使期間<br>平成23年７月16日から平成53年７月15日まで<br>⑥権利行使価額<br>１株当たり　１円<br>⑦権利行使についての条件<br>新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。 | 10名 |
| | ①名称<br>株式会社伊予銀行第２回新株予約権<br>②新株予約権の割当日<br>平成24年７月17日<br>③新株予約権の数<br>1,458個<br>④目的となる株式の種類及び数<br>普通株式　145,800株<br>⑤新株予約権の行使期間<br>平成24年７月18日から平成54年７月17日まで<br>⑥権利行使価額<br>１株当たり　１円<br>⑦権利行使についての条件<br>新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。 | 13名 |

| | 新株予約権等の内容の概要 | 新株予約権等を有する者の人数 |
|---|---|---|
| 取締役 | ①名称<br>株式会社伊予銀行第３回新株予約権<br>②新株予約権の割当日<br>平成25年７月16日<br>③新株予約権の数<br>1,097個<br>④目的となる株式の種類及び数<br>普通株式　109,700株<br>⑤新株予約権の行使期間<br>平成25年７月17日から平成55年７月16日まで<br>⑥権利行使価額<br>１株当たり　１円<br>⑦権利行使についての条件<br>新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。 | 15名 |
| | ①名称<br>株式会社伊予銀行第４回新株予約権<br>②新株予約権の割当日<br>平成26年７月16日<br>③新株予約権の数<br>998個<br>④目的となる株式の種類及び数<br>普通株式　99,800株<br>⑤新株予約権の行使期間<br>平成26年７月17日から平成56年７月16日まで<br>⑥権利行使価額<br>１株当たり　１円<br>⑦権利行使についての条件<br>新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。 | 15名 |

## （2）事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

| | 新株予約権等の内容の概要 | 新株予約権等を交付した者の人数 |
|---|---|---|
| 執行役員 | ①名称<br>株式会社伊予銀行第４回新株予約権<br>②新株予約権の割当日<br>平成26年７月16日<br>③新株予約権の数<br>156個<br>④目的となる株式の種類及び数<br>普通株式　15,600株<br>⑤新株予約権の行使期間<br>平成26年７月17日から平成56年７月16日まで<br>⑥権利行使価額<br>１株当たり　１円<br>⑦権利行使についての条件<br>新株予約権者は、当行の執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。ただし、新株予約権者が新たに当行の取締役に選任された場合は、当行の取締役の地位を喪失するまで新株予約権を行使できない。 | 4名 |

## 6．会計監査人に関する事項

### （1）会計監査人の状況

（単位　百万円）

| 氏名又は名称 | 当該事業年度に係る報酬等 | そ　の　他 |
|---|---|---|
| 有限責任 あずさ監査法人<br>指定有限責任社員　日根野谷　正　人<br>指定有限責任社員　脇　田　勝　裕 | 73 | 当行は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項以外の業務である、自己資本比率算定に関する助言業務についての対価を支払っております。 |

（注）　当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　83百万円
　当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記金額はこれらの合計額を記載しております。

### （2）責任限定契約

該当ありません。

### （3）会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

　会計監査人が会社法第340条第１項に定める解任事由に該当するとき、会計監査人が社会的な信用を失墜したとき等、当行の監査業務に重大な支障を来たすと認められる事由が生じたときは、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に必要な手続きを行います。

## 7．財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

## 8．業務の適正を確保する体制

　業務の適正を確保するため、取締役会で定めた「内部統制システムの整備に係る基本方針」に基づき体制整備に努めております。なお、下記の「業務の適正を確保する体制」は事業年度末日現在のものであります。

### （1）法令等遵守体制

#### A 企業理念の実践

　当行の企業理念である「〔存在意義〕潤いと活力ある地域の明日を創る」、「〔経営姿勢〕最適のサービスで信頼に応える」および「〔行動規範〕感謝の心でベストをつくす」を具現化するため、全役職員は、これら企業理念の具体的な行動基準である「行動指針」等の実践に努める。

**B 法令等遵守を重視した企業風土の確立**

取締役は、法令等遵守を経営の最重要課題と位置づけ、誠実かつ率先垂範して取り組み、法令等遵守を重視した倫理観ある企業風土の確立に努める。

特に、頭取は、年頭挨拶や支店長会議、行内研修等、可能な機会をとらえ、法令等遵守に対する取組み姿勢を示すものとする。

**C 規程等の整備**

全役職員が遵守しなければならない規準を取締役会にて制定し、その周知・徹底に努めるとともに、法令等の制定・改廃や経営環境等の変化を踏まえ適宜これを見直すものとする。

また、コンプライアンスに関する具体的な実践計画を年度ごとに取締役会にて決定する。

**D 組織等の整備**

法令等遵守に関する統括部門を置くとともに、本部全部室および全営業店にコンプライアンス担当者を置く。コンプライアンス担当者は、各部室店における法令等遵守のチェック、報告、教育および相談等を行う。

さらに、全行的な法令等遵守体制に関する事項等を審議するために、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、その審議結果を取締役会に報告・提言する。

**E 報告・相談制度**

法令等遵守に関し問題があると思われる事実もしくは行為またはそのおそれが発見された場合の報告・相談体制を整備し、適正な運用を行う。

また、お客さまからのご要望や苦情等に対しては真摯に対応し、その内容を一元的に管理・検証する部門を設置して、状況を毎月常務会に報告する。

**F 教育・研修体制**

取締役は、外部研修や勉強会等に積極的に参加し、法令等遵守に関する情報等の収集に努める。

コンプライアンス統括部門および各部室店のコンプライアンス担当者は、行内の集合研修および各部室店内の勉強会において、法令等遵守に関する研修体制の充実を図る。

**G モニタリング**

コンプライアンス統括部門は、法令等遵守の状況について定期的にモニタリングを行う。

さらに、内部監査部門は、法令等遵守態勢の適切性・有効性について内部監査を実施する。

**H 反社会的勢力への対応**

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、取引の遮断に努める。

**(2) 情報の保存・管理**

各所管部署において、取締役の職務執行に係る情報を記録した株主総会議事録、取締役会議事録、常務会議事録、諸会議・委員会議事録、稟議書等を定められた期間適切に保存・管理する。

なお、取締役および監査役は、これらの文書を閲覧することができるものとする。

**(3) リスク管理体制**

**A リスク管理計画の策定**

業務上発生する各種リスクについて、リスク管理の具体的な対応方針の決定や高度化を進めるために、取締役会においてリスク管理計画を半期ごとに決定する。

**B 規程等の整備**

各リスク管理主管部署は、それぞれのリスクの特性等を踏まえた管理規程等を整備し、これらの規程等に基づき適切にリスク管理を実施する。

**C 組織等の整備**

リスク管理全般を統括する部門を置く。

また、頭取を委員長とするＡＬＭ委員会を置き、運用・調達の基本方針等を検討する。

さらに、リスク統括部門の担当役付取締役を委員長とするオペレーショナル・リスク管理委員会を置き、オペレーショナル・リスク管理状況を組織横断的に検証し、管理態勢の改善強化を検討する。

**D モニタリング**

リスク統括部門は、各種リスクに関する管理状況および管理方法等について定期的にモニタリングを行う。

さらに、内部監査部門は、リスク管理態勢の適切性・有効性について内部監査を実施する。

### (4) 効率的な職務執行体制

**A 役付取締役**

迅速な意思決定と職務執行が行われるよう、取締役会の決議をもって役付取締役をおき、各役付取締役の担当部室および担当ブロックを定める。

**B 常務会**

取締役会の定める「常務会規定」に基づき、頭取の業務執行を補佐するため、役付取締役によって構成される常務会を設置する。常務会は、取締役会の決定した基本方針に基づき、経営全般の重要事項を協議する。

**C 機構、業務分掌および職制**

取締役の職務執行が効率的に行われるよう、機構、業務分掌および職制を定める。

**D 経営計画等の策定と進捗管理**

計画的な業務執行が行われるよう、取締役会において「中期経営計画」、「各年度経営計画」および「期初収支予算」を決定する。

また、これらの進捗状況を把握するとともに、経営環境の変化等を踏まえて適宜見直すものとする。

**E ＩＴ等の活用**

ＩＴ（情報技術）や情報システム等を活用することにより、取締役の職務執行の効率化・合理化に努めるものとする。

### (5) グループ経営管理体制

**A 財務報告の信頼性確保**

当行およびグループ会社（銀行法第２条第８項に規定された子会社および銀行法施行令第４条の２第２項に規定された子法人等）は、法令および会計基準等を遵守し、財務報告の信頼性の確保に努めるものとする。

**B グループ会社の管理**

(a)規程等の整備

取締役会は、グループ会社を適切に管理するための規程を制定する。

(b)組織等の整備

グループ会社に対する指導・支援を統括する部門を置き、当行とグループ会社間で定例的な会議を開催するとともに、グループ会社の経営上の重要事項については、グループ会社から当行に合議・報告を行う制度を設ける。

(c)経営管理

当行は、グループ会社に対して、法令等遵守およびリスク管理等の体制整備に関する指導・支援を行うとともに、当行の内部監査部門がグループ会社への内部監査を実施し、当行グループ全体における業務の適正を確保する。

また、グループ会社全役職員が、法令等遵守に係る事案を当行のコンプライアンス統括部門に相談できる体制を整備する。

**(6) 監査役の監査業務の補助に関する事項**

**A 組織の整備**

監査役の事務局として、その補助事務等を処理する部署をおく。

**B 補助者の配置と独立性の確保**

監査役の事務局たる部署に、監査役の職務を補助する職員をおく。当該職員は他の業務を兼務しないものとし、当該職員の人事異動等については、あらかじめ監査役の意見を聴取し、これを尊重する。

**(7) 監査役への報告および監査の実効性確保に関する体制**

**A 主要な会議・委員会等への出席**

監査役は、常務会や主要な委員会（「ＡＬＭ委員会」、「コンプライアンス委員会」等）に出席し意見を述べることができるものとし、このことを関連する規程等において明記する。

**B 代表取締役と監査役との定期的会合**

代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、当行が対処すべき課題、当行を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、監査役との相互認識と信頼関係を深めるよう努めるものとする。

**C 監査役への報告**

取締役は、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監査役に報告しなければならない。

また、取締役および職員は、監査役から報告を求められた場合は、これに協力しなければならない。

**D 内部監査部門と監査役との連携**

監査役の監査の実効性を確保するため、内部監査部門は監査役と内部管理態勢における課題等について意見を交換するほか、監査役の監査業務に協力するなど連携の充実・強化に努めるものとする。

**9．会計参与に関する事項**
該当ありません。

**10．その他**
該当ありません。

# 第112期末（平成27年３月31日現在）貸借対照表

（単位　百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| **（資産の部）** | | **（負債の部）** | |
| **現金預け金** | **623,883** | **預金** | **4,916,936** |
| 現金 | 38,959 | 当座預金 | 204,795 |
| 預け金 | 584,923 | 普通預金 | 2,009,657 |
| **コールローン** | **74,849** | 貯蓄預金 | 90,783 |
| **買入金銭債権** | **9,642** | 通知預金 | 22,389 |
| **商品有価証券** | **523** | 定期預金 | 2,375,018 |
| 商品国債 | 514 | 定期積金 | 19,828 |
| 商品地方債 | 9 | その他の預金 | 194,463 |
| **金銭の信託** | **7,816** | **譲渡性預金** | **364,822** |
| **有価証券** | **1,830,967** | **コールマネー** | **111,105** |
| 国債 | 658,787 | **債券貸借取引受入担保金** | **332,077** |
| 地方債 | 268,812 | **借用金** | **91,226** |
| 社債 | 107,834 | 借入金 | 91,226 |
| 株式 | 301,352 | **外国為替** | **38** |
| その他の証券 | 494,179 | 外国他店預り | 0 |
| **貸出金** | **3,869,920** | 外国渡外国為替 | 29 |
| 割引手形 | 31,639 | 未払外国為替 | 7 |
| 手形貸付 | 149,291 | **その他負債** | **38,313** |
| 証書貸付 | 3,169,655 | 未決済為替借 | 2 |
| 当座貸越 | 519,333 | 未払法人税等 | 4,068 |
| **外国為替** | **6,205** | 未払費用 | 4,635 |
| 外国他店預け | 5,166 | 前受収益 | 2,129 |
| 買入外国為替 | 152 | 給付補填備金 | 5 |
| 取立外国為替 | 886 | 融資派生商品 | 19,146 |
| **その他資産** | **21,367** | 金融商品等受入担保金 | 2,101 |
| 前払費用 | 248 | リース債務 | 2,609 |
| 未収収益 | 5,614 | 資産除去債務 | 40 |
| 金融派生商品 | 10,016 | その他の負債 | 3,573 |
| 金融商品等差入担保金 | 3,305 | **賞与引当金** | **1,940** |
| その他の資産 | 2,182 | **退職給付引当金** | **12,992** |
| **有形固定資産** | **78,967** | **睡眠預金払戻損失引当金** | **3,045** |
| 建物 | 17,994 | **偶発損失引当金** | **420** |
| 土地 | 53,471 | **繰延税金負債** | **62,509** |
| リース資産 | 2,475 | **再評価に係る繰延税金負債** | **11,291** |
| 建設仮勘定 | 1,408 | **支払承諾** | **28,654** |
| その他の有形固定資産 | 3,617 | **負債の部合計** | **5,975,373** |
| **無形固定資産** | **4,057** | **（純資産の部）** | |
| ソフトウェア | 3,073 | **資本金** | **20,948** |
| その他の無形固定資産 | 983 | **資本剰余金** | **10,480** |
| **前払年金費用** | **7,831** | 資本準備金 | 10,480 |
| **支払承諾見返** | **28,654** | **利益剰余金** | **341,442** |
| **貸倒引当金** | **△24,176** | 利益準備金 | 20,948 |
| **資産の部合計** | **6,540,511** | その他利益剰余金 | 320,493 |
| | | 圧縮記帳積立金 | 1,979 |
| | | 別途積立金 | 291,594 |
| | | 繰越利益剰余金 | 26,920 |
| | | **自己株式** | **△7,075** |
| | | **株主資本合計** | **365,795** |
| | | **その他有価証券評価差額金** | **178,308** |
| | | **繰延ヘッジ損益** | **△57** |
| | | **土地再評価差額金** | **20,761** |
| | | **評価・換算差額等合計** | **199,012** |
| | | **新株予約権** | **329** |
| | | **純資産の部合計** | **565,137** |
| | | **負債及び純資産の部合計** | **6,540,511** |

# 第112期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）損益計算書

（単位　百万円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **経常収益** | | **107,076** |
| **資金運用収益** | **86,595** | |
| 貸出金利息 | 53,359 | |
| 有価証券利息配当金 | 32,095 | |
| コールローン利息 | 279 | |
| 預け金利息 | 475 | |
| その他の受入利息 | 385 | |
| **信託報酬** | **1** | |
| **役務取引等収益** | **10,745** | |
| 受入為替手数料 | 3,802 | |
| その他の役務収益 | 6,943 | |
| **その他業務収益** | **3,501** | |
| 外国為替売買益 | 1,056 | |
| 国債等債券売却益 | 2,353 | |
| 国債等債券償還益 | 22 | |
| 金融派生商品収益 | 68 | |
| その他の業務収益 | 0 | |
| **その他経常収益** | **6,231** | |
| 貸倒引当金戻入益 | 974 | |
| 償却債権取立益 | 1,156 | |
| 株式等売却益 | 1,121 | |
| 金銭の信託運用益 | 40 | |
| その他の経常収益 | 2,938 | |
| **経常費用** | | **62,513** |
| **資金調達費用** | **6,151** | |
| 預金利息 | 4,314 | |
| 譲渡性預金利息 | 431 | |
| コールマネー利息 | 265 | |
| 債券貸借取引支払利息 | 165 | |
| 借用金利息 | 669 | |
| 金利スワップ支払利息 | 154 | |
| その他の支払利息 | 150 | |
| **役務取引等費用** | **5,722** | |
| 支払為替手数料 | 844 | |
| その他の役務費用 | 4,877 | |
| **その他業務費用** | **275** | |
| 商品有価証券売買損 | 0 | |
| 国債等債券売却損 | 90 | |
| 国債等債券償却 | 184 | |
| **営業経費** | **48,742** | |
| **その他経常費用** | **1,621** | |
| 貸出金償却 | 34 | |
| 株式等償却 | 7 | |
| 金銭の信託運用損 | 21 | |
| その他の経常費用 | 1,557 | |
| **経常利益** | | **44,562** |

（単位　百万円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **特別利益** | | **73** |
| 固定資産処分益 | 43 | |
| 新株予約権戻入益 | 21 | |
| その他の特別利益 | 8 | |
| **特別損失** | | **1,282** |
| 固定資産処分損 | 177 | |
| 減損損失 | 1,104 | |
| **税引前当期純利益** | | **43,354** |
| **法人税、住民税及び事業税** | **11,240** | |
| **法人税等調整額** | **5,615** | |
| **法人税等合計** | | **16,856** |
| **当期純利益** | | **26,497** |

# 第112期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位　百万円）

| | 株主資本 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高 | 20,948 | 10,480 | ― | 10,480 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 20,948 | 10,480 | ― | 10,480 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | |
| 圧縮記帳積立金の取崩 | | | | |
| 圧縮記帳積立金の積立 | | | | |
| 別途積立金の積立 | | | | |
| 当期純利益 | | | | |
| 自己株式の取得 | | | | |
| 自己株式の処分 | | | △17 | △17 |
| 自己株式処分差損の振替 | | | 17 | 17 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | |
| 当期変動額合計 | ― | ― | ― | ― |
| 当期末残高 | 20,948 | 10,480 | ― | 10,480 |

（単位　百万円）

| | 株主資本 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 利益剰余金 | | | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | 利益剰余金合計 | | |
| | | 圧縮記帳積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 20,948 | 1,743 | 268,594 | 26,804 | 318,090 | △7,146 | 342,372 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | △672 | △672 | | △672 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 20,948 | 1,743 | 268,594 | 26,132 | 317,418 | △7,146 | 341,700 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △3,160 | △3,160 | | △3,160 |
| 圧縮記帳積立金の取崩 | | △30 | | 30 | ― | | |
| 圧縮記帳積立金の積立 | | 267 | | △267 | ― | | |
| 別途積立金の積立 | | | 23,000 | △23,000 | ― | | |
| 当期純利益 | | | | 26,497 | 26,497 | | 26,497 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △3 | △3 |
| 自己株式の処分 | | | | | | 74 | 56 |
| 自己株式処分差損の振替 | | | | △17 | △17 | | ― |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | | 704 | 704 | | 704 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | ― | 236 | 23,000 | 787 | 24,023 | 71 | 24,095 |
| 当期末残高 | 20,948 | 1,979 | 291,594 | 26,920 | 341,442 | △7,075 | 365,795 |

（単位　百万円）

| | 評価・換算差額等 | | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | | |
| 当期首残高 | 118,368 | △2 | 20,305 | 138,671 | 288 | 481,333 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | | △672 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 118,368 | △2 | 20,305 | 138,671 | 288 | 480,661 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △3,160 |
| 圧縮記帳積立金の取崩 | | | | | | |
| 圧縮記帳積立金の積立 | | | | | | |
| 別途積立金の積立 | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | | | 26,497 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △3 |
| 自己株式の処分 | | | | | | 56 |
| 自己株式処分差損の振替 | | | | | | |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | | | | 704 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 59,939 | △55 | 456 | 60,340 | 41 | 60,381 |
| 当期変動額合計 | 59,939 | △55 | 456 | 60,340 | 41 | 84,476 |
| 当期末残高 | 178,308 | △57 | 20,761 | 199,012 | 329 | 565,137 |

# 連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

1　連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等　　13社

会社名

いよぎん保証株式会社
いよぎんビジネスサービス株式会社
いよぎんキャピタル株式会社
いよベンチャーファンド２号投資事業有限責任組合
いよベンチャーファンド３号投資事業有限責任組合
いよエバーグリーン６次産業化応援ファンド投資事業有限責任組合
いよエバーグリーン農業応援ファンド投資事業有限責任組合
いよエバーグリーン事業承継応援ファンド投資事業有限責任組合
株式会社いよぎん地域経済研究センター
株式会社いよぎんディーシーカード
いよぎんリース株式会社
株式会社いよぎんコンピュータサービス
いよぎん証券株式会社

なお、いよエバーグリーン農業応援ファンド投資事業有限責任組合及びいよエバーグリーン事業承継応援ファンド投資事業有限責任組合は、新規設立により当連結会計年度から連結しております。

(2) 非連結の子会社及び子法人等　　該当ありません。

2　持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等　該当ありません。
(2) 持分法適用の関連法人等　該当ありません。
(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等　該当ありません。
(4) 持分法非適用の関連法人等　該当ありません。

# 第112期末（平成27年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位　百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 現金預け金 | 623,917 | 預金 | 4,904,340 |
| コールローン及び買入手形 | 74,849 | 譲渡性預金 | 360,522 |
| 買入金銭債権 | 9,642 | コールマネー及び売渡手形 | 111,105 |
| 商品有価証券 | 523 | 債券貸借取引受入担保金 | 332,077 |
| 金銭の信託 | 9,321 | 借用金 | 98,581 |
| 有価証券 | 1,831,611 | 外国為替 | 38 |
| 貸出金 | 3,851,235 | その他負債 | 45,963 |
| 外国為替 | 6,205 | 賞与引当金 | 2,074 |
| リース債権及びリース投資資産 | 28,909 | 退職給付に係る負債 | 13,194 |
| その他資産 | 36,684 | 睡眠預金払戻損失引当金 | 3,045 |
| 有形固定資産 | 79,842 | 偶発損失引当金 | 420 |
| 建物 | 18,237 | 特別法上の引当金 | 0 |
| 土地 | 53,659 | 繰延税金負債 | 66,509 |
| リース資産 | 1,895 | 再評価に係る繰延税金負債 | 11,291 |
| 建設仮勘定 | 1,403 | 支払承諾 | 28,654 |
| その他の有形固定資産 | 4,646 | 負債の部合計 | 5,977,820 |
| 無形固定資産 | 4,118 | （純資産の部） | |
| ソフトウェア | 3,128 | 資本金 | 20,948 |
| その他の無形固定資産 | 990 | 資本剰余金 | 10,483 |
| 退職給付に係る資産 | 18,035 | 利益剰余金 | 344,637 |
| 繰延税金資産 | 700 | 自己株式 | △ 5,435 |
| 支払承諾見返 | 28,654 | 株主資本合計 | 370,634 |
| 貸倒引当金 | △ 28,830 | その他有価証券評価差額金 | 178,840 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | △ 57 |
| | | 土地再評価差額金 | 20,761 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | 6,892 |
| | | その他の包括利益累計額合計 | 206,437 |
| | | 新株予約権 | 329 |
| | | 少数株主持分 | 20,200 |
| | | 純資産の部合計 | 597,602 |
| 資産の部合計 | 6,575,422 | 負債及び純資産の部合計 | 6,575,422 |

# 第112期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）連結損益計算書

（単位　百万円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **経常収益** | | **123,930** |
| **資金運用収益** | **86,657** | |
| 貸出金利息 | 53,285 | |
| 有価証券利息配当金 | 32,224 | |
| コールローン利息及び買入手形利息 | 279 | |
| 預け金利息 | 475 | |
| その他の受入利息 | 391 | |
| **信託報酬** | **1** | |
| **役務取引等収益** | **12,299** | |
| **その他業務収益** | **18,765** | |
| **その他経常収益** | **6,205** | |
| 貸倒引当金戻入益 | 1,002 | |
| 償却債権取立益 | 1,186 | |
| その他の経常収益 | 4,015 | |
| **経常費用** | | **76,601** |
| **資金調達費用** | **6,189** | |
| 預金利息 | 4,312 | |
| 譲渡性預金利息 | 429 | |
| コールマネー利息及び売渡手形利息 | 265 | |
| 債券貸借取引支払利息 | 165 | |
| 借用金利息 | 708 | |
| その他の支払利息 | 307 | |
| **役務取引等費用** | **4,020** | |
| **その他業務費用** | **13,326** | |
| **営業経費** | **50,678** | |
| **その他経常費用** | **2,387** | |
| その他の経常費用 | 2,387 | |
| **経常利益** | | **47,328** |
| **特別利益** | | **73** |
| 固定資産処分益 | 43 | |
| 新株予約権戻入益 | 21 | |
| その他の特別利益 | 8 | |
| **特別損失** | | **1,279** |
| 固定資産処分損 | 174 | |
| 減損損失 | 1,104 | |
| 金融商品取引責任準備金繰入額 | 0 | |
| **税金等調整前当期純利益** | | **46,122** |
| **法人税、住民税及び事業税** | **12,156** | |
| **法人税等調整額** | **5,725** | |
| **法人税等合計** | | **17,881** |
| **少数株主損益調整前当期純利益** | | **28,240** |
| **少数株主利益** | | **1,241** |
| **当期純利益** | | **26,999** |

# 第112期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位　百万円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 20,948 | 10,483 | 320,766 | △5,488 | 346,710 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | △672 | | △672 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 20,948 | 10,483 | 320,094 | △5,488 | 346,038 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △3,160 | | △3,160 |
| 当期純利益 | | | 26,999 | | 26,999 |
| 自己株式の取得 | | | | △3 | △3 |
| 自己株式の処分 | | △0 | | 57 | 56 |
| 自己株式処分差損の振替 | | 0 | △0 | | — |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | 704 | | 704 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | 24,542 | 53 | 24,596 |
| 当期末残高 | 20,948 | 10,483 | 344,637 | △5,435 | 370,634 |

（単位　百万円）

| | その他の包括利益累計額 | | | | | 新株予約権 | 少数株主持分 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価差額金 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | | | |
| 当期首残高 | 118,582 | △2 | 20,305 | 3,632 | 142,517 | 288 | 18,003 | 507,520 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | | | | △672 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 118,582 | △2 | 20,305 | 3,632 | 142,517 | 288 | 18,003 | 506,848 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | △3,160 |
| 当期純利益 | | | | | | | | 26,999 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | △3 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | | 56 |
| 自己株式処分差損の振替 | | | | | | | | |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | | | | | | 704 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 60,258 | △55 | 456 | 3,260 | 63,919 | 41 | 2,196 | 66,157 |
| 当期変動額合計 | 60,258 | △55 | 456 | 3,260 | 63,919 | 41 | 2,196 | 90,753 |
| 当期末残高 | 178,840 | △57 | 20,761 | 6,892 | 206,437 | 329 | 20,200 | 597,602 |

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年５月７日

株式会社 伊 予 銀 行
取締役会　御　中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　日根野谷　正人　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　脇　田　勝　裕　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社伊予銀行の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年５月７日

株式会社 伊 予 銀 行
取締役会　御　中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　日根野谷　正人　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　脇　田　勝　裕　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社伊予銀行の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社伊予銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第112期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、元取締役について、事業報告に記載のとおり過去の事業年度における不祥事件が発覚しましたが、再発防止に向けたコンプライアンス態勢の一層の強化に努めていることを確認しております。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月８日

株式会社 伊予銀行 監査役会

常勤監査役　窪　田　浩　二　㊞

社外監査役　若　原　　隆　㊞

社外監査役　佐　伯　　要　㊞

社外監査役　市　川　武　志　㊞

(注) 常勤監査役の石田愼二は、平成27年３月22日付で辞任いたしましたので、監査報告書に署名押印はいたしておりません。

**(ご参考)**

# 第112期末信託財産残高表

(平成27年３月31日現在)

(単位　百万円)

| 資　　産 | 金　額 | 負　　債 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| **現　金　預　け　金** | **418** | **金　銭　信　託** | **418** |
| **合　　計** | **418** | **合　　計** | **418** |

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 共同信託他社管理財産　―百万円
3. 元本補てん契約のある信託は、平成27年３月31日現在取り扱っておりません。

以　上

# 株主総会参考書類

**第１号議案**　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

第112期の期末配当につきましては、銀行の公共的使命を念頭に置き、内部留保による財務体質の強化を図ることで経営基盤の確保に努めるとともに、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当行普通株式１株につき金７円

総額2,212,669,445円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日　　平成27年６月29日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金　　22,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　　22,000,000,000円

**第２号議案**　定款一部変更の件

１．変更の理由

(1) 平成27年５月１日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号) (以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。) によって、新たな機関設計として監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的に、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行うものであります。

(2) 改正会社法において、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されました。同法により新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、責任限定契約を締結できる旨を変更案第32条として新設するとともに、現行定款第34条を削除するものであります。なお、この変更については、監査役全員の同意を得ております。

(3) 監査等委員会設置会社への移行によって、改正会社法第459条第１項の規定に基づき、機動的な剰余金の配当等の実施が可能となったことに従い、取締役会の決議により剰余金の配当等を実施できる旨の規定を変更案第34条として新設するとともに、重複する第７条を削除し、現行定款第36条を一部変更して変更案第35条とするものであります。

(4) 公告の周知性および利便性の向上を図るため、当行の公告方法として電子公告を採用することとし、現行定款第５条（公告方法）の変更を行うものであります。併せて、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができないときの措置を定めるものであります。

(5) その他、上記の各変更に伴う条数等の変更、役付取締役の名称に係る変更を行うものであります。

２．変更内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本株主総会終結の時に効力が発生するものといたします。

（注）下線＿＿を表示した箇所が変更部分を示します。

| 現　　行 | 変　更　案 |
|---|---|
| **第１章　総則** | **第１章　総則** |
| **第１条～第３条**（記載省略） | **第１条～第３条**（現行どおり） |
| （機関）<br>**第４条**　当銀行は，株主総会および取締役のほか，次の機関をおく。<br>1．取締役会<br>**2．監査役**<br>**3．監査役会**<br>**4．**会計監査人 | （機関）<br>**第４条**　当銀行は，株主総会および取締役のほか，次の機関をおく。<br>1．取締役会<br>**2．監査等委員会**<br>**3．**会計監査人 |
| （公告方法）<br>**第５条**　当銀行の公告は，愛媛新聞および日本経済新聞に掲載する**方法によりおこなう。** | （公告方法）<br>**第５条**　当銀行の公告**方法は，電子公告とする。ただし，事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合**は，愛媛新聞および日本経済新聞に掲載する。 |
| **第２章　株式** | **第２章　株式** |
| **第６条**（記載省略） | **第６条**（現行どおり） |
| **（自己の株式の取得）**<br>**第７条　当銀行は，会社法第165条第２項の規定により，取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。** | （削除）<br>（以下条番繰上げ） |
| **第８条～第18条**（記載省略） | **第７条～第17条**（現行どおり） |
| **第４章　取締役および取締役会** | **第４章　取締役および取締役会ならびに監査等委員会** |
| （員数）<br>**第19条**　当銀行の**取締役は，18名以内とする。**<br>（新設） | （員数）<br>**第18条**　当銀行の**監査等委員である取締役以外の取締役は，10名以内とする。**<br>**②　当銀行の監査等委員である取締役は，7名以内とする。** |

| 現　　行 | 変 更 案 |
| --- | --- |
| （選任方法）<br>**第20条** 取締役は，株主総会において選任する。**その選任決議は，議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し，その議決権の過半数をもっておこなう。** | （選任方法）<br>**第19条** 取締役は，株主総会において選任する。 |
| （新設） | **②　前項の規定による取締役の選任は，監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別しておこなう。** |
| （第１項から移記） | **③　取締役の選任決議は，議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し，その議決権の過半数をもっておこなう。** |
| ②　取締役の選任決議は，累積投票によらないものとする。 | ④　取締役の選任決議は，累積投票によらないものとする。 |
| （任期）<br>**第21条** 取締役の任期は，選任後**２**年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 | （任期）<br>**第20条　監査等委員である取締役以外の**取締役の任期は，選任後**１**年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 |
| （新設） | **②　監査等委員である取締役の任期は，選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。** |
| ②　**増員または**補欠として選任された取締役の任期は，**在任**取締役の任期の満了する時までとする。 | **③　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の**補欠として選任された**監査等委員である**取締役の任期は，**退任した監査等委員である**取締役の任期の満了する時までとする。 |
| （役付取締役および代表取締役）<br>**第22条** 取締役会は，その決議によって取締役会長，取締役頭取各１名**，取締役副頭取，専務取締役，常務取締役各若干名**を定めることができる。 | （役付取締役および代表取締役）<br>**第21条** 取締役会は，その決議によって取締役会長，取締役頭取各１名**およびその他の役付取締役**を定めることができる。 |
| ②　（記載省略） | ②　（現行どおり） |
| **第23条～第24条**（記載省略） | **第22条～第23条**（現行どおり） |

| 現　　行 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| （新設） | **（決定事項）**<br>**第24条　当銀行は，取締役会の決議によって，重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。** |
| （新設） | **（報酬等）**<br>**第25条　取締役の報酬，賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は，株主総会の決議によって定める。**<br>**②　前項の取締役の報酬等は，監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。** |
| （取締役会の招集通知）<br>**第25条**　取締役会の招集通知は，会日の5日前までに各取締役**および各監査役**に対して発する。ただし，緊急の必要があるときは，この期間を短縮することができる。 | （取締役会の招集通知）<br>**第26条**　取締役会の招集通知は，会日の5日前までに各取締役に対して発する。ただし，緊急の必要があるときは，この期間を短縮することができる。 |
| **第26条**（記載省略） | **第27条**（現行どおり） |
| （取締役会**規定**）<br>**第27条**　取締役会に関する事項は，法令または本定款のほか，取締役会において定める取締役会**規定**による。 | （取締役会**規程**）<br>**第28条**　取締役会に関する事項は，法令または本定款のほか，取締役会において定める取締役会**規程**による。 |
| （新設） | **（常勤の監査等委員）**<br>**第29条　監査等委員会は，その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。** |
| （新設） | **（監査等委員会の招集通知）**<br>**第30条　監査等委員会の招集通知は，会日の5日前までに各監査等委員に対して発する。ただし，緊急の必要があるときは，この期間を短縮することができる。** |

| 現　　行 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| （新設） | **（監査等委員会規程）**<br>**第31条　監査等委員会に関する事項は，法令または本定款のほか，監査等委員会において定める監査等委員会規程による。** |
| （新設） | **（責任限定契約）**<br>**第32条　当銀行は，会社法第427条第１項の規定により，取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし，当該契約に基づく賠償責任の限度額は，法令が定める最低責任限度額とする。** |
| **第５章　監査役および監査役会** | （削除） |
| **（員数）**<br>**第28条　当銀行の監査役は，５名以内とする。** | （削除） |
| **（選任方法）**<br>**第29条　監査役は，株主総会において選任する。その選任決議は，議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し，その議決権の過半数をもっておこなう。** | （削除） |
| **（任期）**<br>**第30条　監査役の任期は，選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。**<br>**②　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は，退任した監査役の任期の満了する時までとする。** | （削除） |
| **（常勤の監査役）**<br>**第31条　監査役会は，その決議によって常勤の監査役を選定する。** | （削除） |

| 現　　行 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| **（監査役会の招集通知）**<br>**第32条　監査役会の招集通知は，会日の５日前までに各監査役に対して発する。ただし，緊急の必要があるときは，この期間を短縮することができる。** | （削除） |
| **（監査役会規定）**<br>**第33条　監査役会に関する事項は，法令または本定款のほか，監査役会において定める監査役会規定による。** | （削除） |
| **（社外監査役との責任限定契約）**<br>**第34条　当銀行は，会社法第427条第１項の規定により，社外監査役との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし，当該契約に基づく賠償責任の限度額は，法令が定める最低責任限度額とする。** | （削除） |
| 第**6**章　計算 | 第**5**章　計算 |
| **第35条**（記載省略） | **第33条**（現行どおり） |
| （新設） | **（剰余金の配当等の決定機関）**<br>**第34条　当銀行は，法令に別段の定めがある場合を除き，取締役会の決議によって会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。** |
| （剰余金の配当**およびそ**の基準日）<br>**第36条**　当銀行の期末配当の基準日は，毎年3月31日とする。<br>②　当銀行**は，取締役会の決議によって，毎年9月30日を基準日として，会社法第454条第5項に定める中間配当をすることができる。**<br>③　（記載省略） | （剰余金の配当の基準日）<br>**第35条**　当銀行の期末配当の基準日は，毎年3月31日とする。<br>②　当銀行**の中間配当の基準日は，毎年9月30日とする。**<br>③　（現行どおり） |
| **第37条**（記載省略） | **第36条**（現行どおり） |

**第３号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役全員（15名）は、会社法第332条第７項第１号の定めに従い、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）７名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>（生年月日） | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当行の株式数 |
|---|---|---|---|
| ① | 森田浩治（もりた こうじ）<br>（昭和18年４月２日生） | 昭和42年４月　当行入行<br>平成７年６月　取締役　大分支店長<br>平成７年７月　取締役　人事部長<br>平成９年７月　取締役　総合企画部長<br>平成11年６月　常務取締役　本店営業部長<br>平成12年７月　常務取締役　営業本部長<br>平成14年６月　専務取締役<br>平成17年６月　取締役頭取<br>平成24年６月　取締役会長（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>一般社団法人愛媛県法人会連合会　会長<br>公益財団法人えひめ産業振興財団　理事長<br>松山商工会議所　会頭<br>愛媛県商工会議所連合会　会頭 | 54,958株 |
| ② | 大塚岩男（おおつか いわお）<br>（昭和27年４月７日生） | 昭和51年４月　当行入行<br>平成19年６月　取締役　人事部長<br>平成20年６月　取締役　本店営業部長<br>平成22年６月　常務取締役　営業本部長<br>平成23年６月　専務取締役<br>平成24年６月　取締役頭取（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>一般社団法人愛媛県銀行協会　会長 | 16,570株 |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日) | 略歴、地位、担当および<br>重要な兼職の状況 | 所有する当行の株式数 |
|---|---|---|---|
| ③ | 永井一平<br>(ながい いっぺい)<br>(昭和28年4月27日生) | 昭和52年４月　当行入行<br>平成10年２月　審査第１部課長<br>平成11年７月　倉敷支店長<br>平成14年２月　総合企画部次長<br>平成16年４月　岡山支店長<br>平成19年６月　審査第１部長<br>平成20年６月　取締役　新居浜支店長<br>平成23年６月　常務取締役　営業本部長<br>平成24年６月　専務取締役（現任）<br>（担当）<br>総合企画部、広報ＣＳＲ室、総務部、<br>資金証券部、市場営業室、国際部、<br>組織横断的特命事項担当 | 21,327株 |
| ④ | 宮﨑修一<br>(みやざき しゅういち)<br>(昭和30年３月４日生) | 昭和52年４月　当行入行<br>平成９年７月　営業推進部推進役<br>平成12年７月　高松支店次長<br>平成15年２月　北九州支店長<br>平成17年７月　営業統括部長<br>平成20年８月　広島支店長<br>平成21年６月　取締役　広島支店長<br>平成24年６月　常務取締役　営業本部長<br>(現任)<br>（担当）<br>営業本部長 | 12,600株 |
| ⑤ | 髙田健司<br>(たかた けんじ)<br>(昭和30年11月15日生) | 昭和53年４月　当行入行<br>平成10年２月　審査第１部課長<br>平成12年７月　大阪支店副支店長<br>平成15年７月　三島支店長<br>平成18年８月　大分支店長<br>平成20年８月　営業統括部長<br>平成22年６月　取締役　営業統括部長<br>平成24年６月　取締役　本店営業部長<br>平成26年６月　常務取締役（現任）<br>（担当）<br>人事部、事務統括部、システム部、<br>リスク統括部、コンプライアンス統括部、<br>お客さまの声センター | 15,900株 |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当行の株式数 |
|---|---|---|---|
| ⑥ | 藤堂 宗昭<br>(昭和30年12月7日生) | 昭和53年４月　当行入行<br>平成11年２月　本店営業部課長<br>平成15年６月　高知支店長<br>平成18年８月　高松支店長兼高松事務所長<br>平成20年８月　審査第１部長<br>平成22年６月　取締役　今治支店長<br>平成26年６月　常務取締役（現任）<br>（担当）<br>審査部、個人ローンセンター、融資管理室、担保評価室、企業コンサルティング部 | 7,200株 |
| ⑦ | 飯尾 隆哉<br>(昭和30年９月16日生) | 昭和53年４月　当行入行<br>平成11年２月　審査第１部課長<br>平成14年２月　倉敷支店長<br>平成17年２月　神戸支店長<br>平成19年８月　融資管理部長<br>平成20年８月　高松支店長兼高松事務所長<br>平成23年６月　取締役　東京支店長<br>平成26年６月　取締役　本店営業部長（現任） | 36,620株 |

（注）1. 森田浩治氏は、公益財団法人えひめ産業振興財団の理事長であり、当行は同財団との間で経常的な金融取引を行っております。
2. その他の候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。

**第４号議案**　監査等委員である取締役６名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の監査役全員（４名）は会社法第336条第４項第２号の定めに従い、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役６名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当行の株式数 |
|---|---|---|---|
| ① | 窪田　浩二<br>(昭和29年５月５日生) | 昭和53年４月　当行入行<br>平成９年７月　株式会社いよぎん地域経済研究センター出向（課長待遇）<br>平成10年２月　人事部課長<br>平成14年６月　郡中支店長<br>平成16年７月　新宿支店長<br>平成18年８月　事務管理部長<br>平成20年８月　監査部長<br>平成22年６月　取締役　監査部長<br>平成23年６月　取締役　大阪支店長<br>平成25年６月　常勤監査役（現任） | 32,300株 |
| ② | 髙津　和敬<br>(昭和34年６月３日生) | 昭和57年４月　当行入行<br>平成14年７月　秘書課長<br>平成18年２月　東京支店副支店長<br>平成20年10月　新宿支店長<br>平成22年８月　審査第２部長<br>平成23年８月　審査部長<br>平成25年６月　取締役　審査部長<br>平成26年６月　取締役（現任） | 4,100株 |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当行の株式数 |
|---|---|---|---|
| ③ | 佐伯 要<br>(昭和19年10月29日生) | 昭和43年４月　帝都高速度交通営団入団<br>昭和50年３月　伊予鉄道株式会社入社<br>平成７年６月　同社技術部長<br>平成９年６月　同社取締役技術部長<br>平成10年５月　同社取締役鉄道部長<br>平成11年６月　同社取締役鉄道・自動車部長<br>平成13年６月　同社常務取締役<br>平成17年６月　同社専務取締役<br>平成18年４月　同社代表取締役社長（現任）<br>平成24年６月　当行社外監査役（現任）<br>(平成27年６月下旬伊予鉄道株式会社代表取締役社長退任予定、代表取締役会長就任予定)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社伊予鉄髙島屋　代表取締役会長<br>松山総合開発株式会社　代表取締役会長<br>株式会社いよてつ友の会　代表取締役社長<br>松山市駅前地下街株式会社　代表取締役社長<br>松山観光ゴルフ株式会社　代表取締役社長 | 7,469株 |
| ④ | 市川 武志<br>(昭和25年４月３日生) | 昭和63年４月　弁護士登録<br>昭和63年４月　米田功法律事務所（現　弁護士法人松山中央法律事務所）入所<br>平成20年４月　愛媛弁護士会会長<br>平成21年３月　愛媛弁護士会会長退任<br>平成25年４月　弁護士法人松山中央法律事務所所長（現任）<br>平成26年４月　日本司法支援センター愛媛地方事務所所長（現任）<br>平成26年６月　当行社外監査役（現任） | 100株 |
| ⑤ | 柳澤 康信<br>(昭和22年12月16日生) | 平成８年４月　愛媛大学理学部教授<br>平成17年４月　愛媛大学理事<br>平成21年４月　愛媛大学長<br>平成27年３月　愛媛大学長退任<br>現在に至る | 0株 |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当行の株式数 |
|---|---|---|---|
| ⑥ | 高浜 壮一郎<br>(昭和24年1月13日生) | 平成14年４月　愛媛県今治地方局長<br>平成15年４月　愛媛県経済労働部長<br>平成18年４月　愛媛県農林水産部長<br>平成20年４月　愛媛県副知事<br>平成24年３月　愛媛県副知事退任<br>平成24年４月　愛媛県信用保証協会会長(現任)<br>(平成27年６月中旬愛媛県信用保証協会会長退任予定) | 0株 |

(注) 1. 佐伯要氏、市川武志氏、柳澤康信氏、高浜壮一郎氏は、社外取締役候補者であります。
2. 当行は、佐伯要氏の重要な兼職先である伊予鉄道株式会社、株式会社伊予鉄髙島屋、松山総合開発株式会社、株式会社いよてつ友の会、松山空港ビル株式会社、松山市駅前地下街株式会社および松山観光ゴルフ株式会社との間で、経常的な金融取引を行っております。
3. 佐伯要氏は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験や見識を活かし、当行の業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性の確保および経営の監視・監督の見地から適切な提言をいただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 市川武志氏は、弁護士法人松山中央法律事務所所長であり、当行は同弁護士法人との間で顧問契約を締結しております。また、当行は同弁護士法人との間で経常的な金融取引を行っております。
5. 市川武志氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として豊富な経験と専門的な見識を有しており、その経験や見識を活かし、当行の業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性の確保および経営の監視・監督の見地から適切な提言をいただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 柳澤康信氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、学識経験者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験や見識を活かし、当行の業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性の確保および経営の監視・監督の見地から適切な提言をいただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。
7. 高浜壮一郎氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、行政分野における豊富な経験と見識を有しており、その経験や見識を活かし、当行の業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性の確保および経営の監視・監督の見地から適切な提言をいただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。
8. 当行は、佐伯要氏、市川武志氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。窪田浩二氏、髙津和敬氏、佐伯要氏、市川武志氏、柳澤康信氏、高浜壮一郎氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当行は、佐伯要氏と市川武志氏の責任限定契約を継続し、窪田浩二氏、髙津和敬氏、柳澤康信氏、高浜壮一郎氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は法令に定める最低責任限度額となります。

9. 佐伯要氏、市川武志氏が監査役として在任中、事業報告9頁記載のとおり、元取締役による過去の事業年度における不祥事件が発覚しました。同氏らは、日頃から法令等遵守について注力しておりましたが、事件発覚後は、徹底した調査および再発防止策の策定を求めるとともに、その対応について適切に監査を行うなど職責を果たしております。
10. 佐伯要氏、市川武志氏は東京証券取引所に対し、独立役員（社外監査役）として届け出しておりますが、本議案が承認された場合、あらためて両氏を独立役員（社外取締役）として届け出する予定であります。また、柳澤康信氏、高浜壮一郎氏につきましては、本議案が承認された場合、東京証券取引所に対し、独立役員（社外取締役）として届け出する予定であります。

**第５号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に関する定めに代えて、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額330,000千円以内に定めること、並びに各取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によるものとすることとさせていただきたく存じます。

なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものといたします。

監査等委員会設置会社へ移行する前の現在の取締役は15名でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」および第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は７名となります。

本議案は第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

**第６号議案**　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額85,000千円以内に定めること、並びに各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることとさせていただきたく存じます。

第２号議案「定款一部変更の件」および第４号議案「監査等委員である取締役６名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は６名となります。

本議案は第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

**第７号議案**　ストック・オプション報酬等の額および内容決定の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条の規定に基づき、第５号議案でご承認いただく取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額とは別枠にて、取締役に対して、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額130,000千円以内の範囲で割り当てるため、内容につきましてご承認をお願いするものであります。

具体的な報酬等の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権１個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。各取締役への報酬等の支給時期、配分等については取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、監査等委員会設置会社へ移行する前の現在の取締役は15名であり、第２号議案「定款一部変更の件」および第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件」が原案どおり承認可決されますと本総会終結の時から７名となります。

本議案は第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

割り当てる新株予約権の内容は、次のとおりであります。

１．新株予約権の総数ならびに目的となる株式の種類および数

（1）新株予約権の総数

3,500個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限といたします。

（2）目的となる株式の種類および数

当行普通株式350,000株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内の日に発行する新株予約権の目的である株式の総数の上限といたします。新株予約権１個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は100株といたします。

なお、当行が合併、会社分割、株式無償割当て、株式分割または株式併合等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当行は必要と認める調整を行うものといたします。

2．新株予約権の払込金額
　新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズモデル」により算定された公正価額を払込金額といたします。
　なお、新株予約権の割り当てを受けた者は、払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権と相殺するものといたします。
3．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転される株式１株当たりの金額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。
4．新株予約権を行使できる期間
　新株予約権の割当日の翌日から30年以内といたします。
5．新株予約権の行使の主な条件
　新株予約権者は、当行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使するものといたします。
6．譲渡による新株予約権の取得の制限
　譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を必要とするものといたします。
7．その他新株予約権の内容
　上記１.から６.の細目および新株予約権に関するその他の内容については、取締役会において定めることといたします。

以　上

## 【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますよう、お願い申しあげます。

### 1．議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　http://www.web54.net
（ウェブ行使）

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

### 2．議決権行使のお取扱いについて

（1）インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（2）議決権の行使期限は、平成27年６月25日（木曜日）午後５時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

（3）書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

（4）議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

## 3．パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2) パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

## 4．システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

(1) パソコン用サイトによる場合

A．画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

B．次のアプリケーションをインストールしていること。

(a) ウェブブラウザとしてVer.5.01 SP2以降のMicrosoft® Internet Explorer

(b) PDFファイルブラウザとしてVer.4.0以降のAdobe® Acrobat® Reader®または、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®およびAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

C．ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

D．上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

(2) 携帯電話端末用サイトによる場合

128bit SSL(Secure Socket Layer)暗号化通信が可能な機種であること。

なお、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

**5．議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆さまへ）**

機関投資家の皆さまに関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以　上

**◎本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。**

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
［電話］0120（652）031（受付時間　9：00～21：00）

**◎その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。**

**証券会社に口座をお持ちの株主さま**
証券会社に口座をお持ちの株主さまは、お取引の証券会社あてお問い合わせください。
**証券会社に口座のない株主さま（特別口座をお持ちの株主さま）**
三井住友信託銀行　証券代行事務センター
［電話］0120（782）031（受付時間 9：00～17：00　土日休日を除く）

# 株主総会会場 ご案内略図

**会場**

伊予銀行本店 ４階ホール

松山市南堀端町１番地

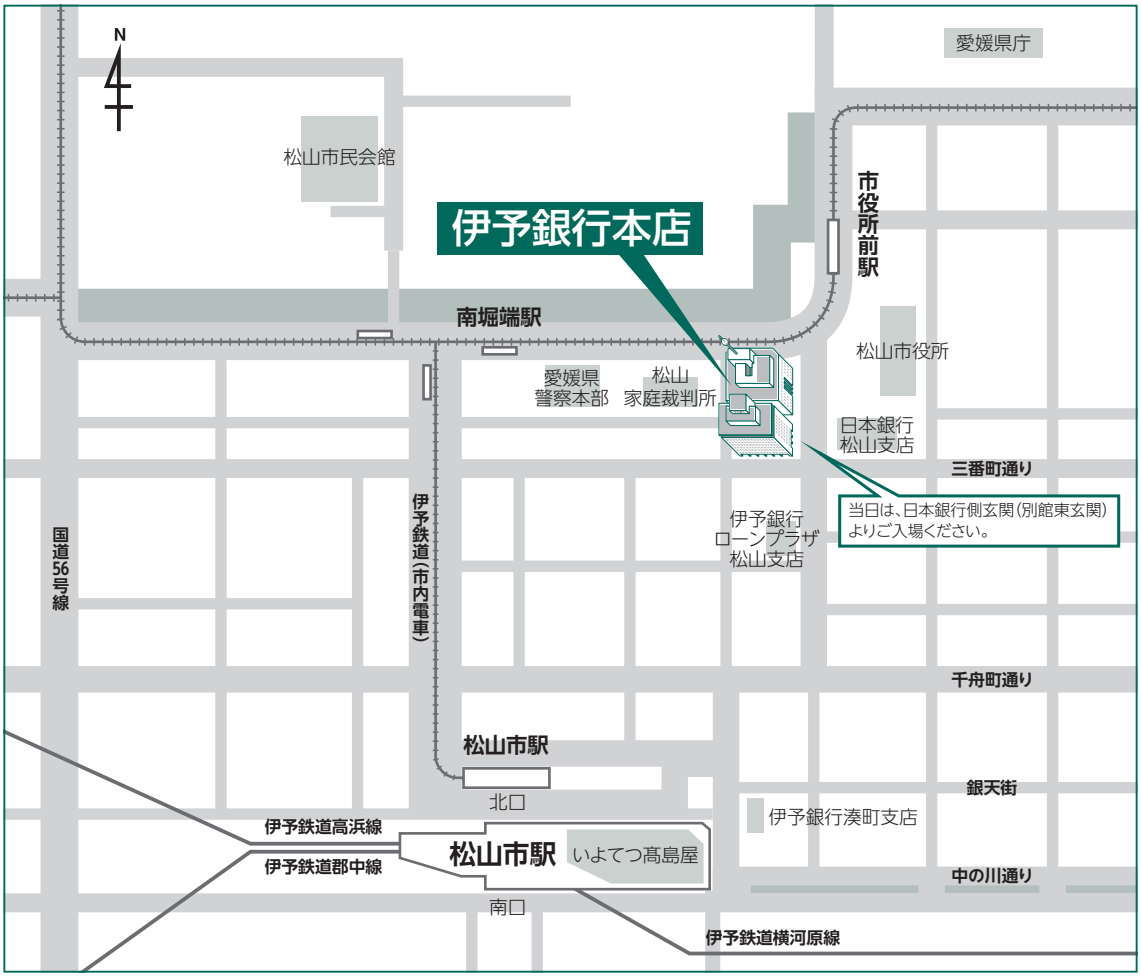


（お願い）駐車場は収容台数に限りがございますので、誠に申し訳ありませんが、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。